

Certification standard MPS Florimark Trade

Version 1

January 1, 2006

MPS フロリマークトレード認証規格

Version 1 2006年1月1日版

(2009年10月翻訳改定版)

「MPS フロリマークトレード認証規格」の発行者

Stichting MPS

P.O. Box 533

2675 ZT Honselersdijk

The Netherlands

tel: +31 (0)174 615700

www@my-mps.com

MPS フロリマークトレード認証規格 (TraceCert、GTP および ISO) は、2006年1月1日より実施する。

目次

0 一般条項

0.0	MPS フロリマークトレード認証規格の構造	4
0.1	用語と定義	5
0.2	適用範囲	6
0.3	目的	6
0.4	財源	6
0.5	免除	7
0.6	責任	7
0.7	認証機関	7
0.8	認証審査	8
0.9	定期審査	8
0.10	テーマ調査	9
0.11	MPS フロリマークトレード商標の使用	9
0.12	制裁	10
0.13	改定	10
0.14	公表	10

A MPS Florimark TraceCert (フロリマーク トレースサート) 認証の必要条件

1. 必要条件全般

1.1	鮮度	11
-----	----	----

2. 品質および業務の管理

2.1	受入検査	11
2.2	保管	11
2.3	在庫管理 (帳簿管理)	12
2.4	中間品質検査	12
2.5	分荷	12
2.6	トレーサビリティ	12

B MPS Florimark GTP (フロリマーク ジーティーピー) 認証の必要条件

1. 必要条件全般

1.1	商品品質（全般）	14
1.2	供給者数	14
1.3	鮮度	14
1.4	品質規格	15
1.5	業務（全般）	15
1.6	プロセスマネジメント（全般）	15
2.	品質および業務の管理	
2.1	受入検査	16
2.2	保管	16
2.3	在庫管理（帳簿管理）	16
2.4	中間品質検査	16
2.5	分荷	17
2.6	取扱い	17
2.7	出荷	18
2.8	輸送	18
2.9	トレーサビリティ	18
3.	サプライチェーンにおける協力体制	
3.1	仕入	20
3.2	出荷の問題について顧客への情報提供	20
3.3	生産者との情報交換	20
3.4	苦情処理	21
3.5	顧客満足度調査	21
4.	社内組織、倫理、環境	
4.1	品質と環境方針	22
4.2	人事方針、研修、安全衛生管理	22
4.3	職務、責任、権限および雇用条件	23
4.4	改善マネジメント	24
4.5	文書管理と保管	24
C	MPS Florimark Trade（フロリマーク トレード）	
	認証の必要条件	
1.	必要条件全般	
1.1	品質システム	25

0 一般条項

0.0 MPS フロリマークトレード認証規格の構造

認証規格は次の要素で構成される。

- **0:** MPS フロリマークトレード認証規格、または、それを構成する要素 (Florimark TraceCert (フロリマーク トレースサート)、Florimark GTP (フロリマーク ジーティーピー: 流通工程管理)、MPS Florimark Trade (MPS フロリマーク・トレード)) の一つに基づいて認証された全ての認証保有者に適用される一般条項。
- **A:** Florimark TraceCert (フロリマーク トレースサート) に特定される条項。
- **B:** Florimark GTP (フロリマーク ジーティーピー : 流通工程管理) に特定される条項。
- **C:** MPS Florimark Trade (MPS フロリマークトレード) に特定される条項。

部分認証の取得には、次の条件を満たさなければならない。

- Florimark TraceCert : 0章および A 章に挙げられた必要条件の実施。
- Florimark GTP : 0章および B 章に挙げられた必要条件の実施。
- MPS Florimark Trade : 全ての認証規格 (0章、A 章、B 章および C 章) における必要条件の実施。

!! 部分認証の場合、本文書中で MPS フロリマークトレードについて言及されている場合には、その関連する部分認証をさすものとする。

MPS フロリマークトレードの枠組み



0.1 用語と定義

次の定義を適用する。

申請者

MPS フロリマークトレード認証またはその認証を構成する要素の一つ（TraceCert/GTP/ISO）の認証取得のために、認証機関に申請書を提出した企業。

会社

自らの費用負担、自らの責任において商品の取引を行う企業、また、独立した組織および法人組織（子会社のレベルを含む）とみなすことの出来る企業。

認証

特定された要件を満たしているという正当な証明が得られる場合、プロセス、商品、人もしくは組織に授与されるステータスの証明。

認証規格

Florimark TraceCert、Florimark GTP、および ISO の必要条件を統合した MPS フロリマークトレード認証規格。

認証を取得した流通企業

認証規格（の一部）に基づいて認証機関により認証を受け、該当する認証をすでに所有しており、その認証規格あるいはその規格中の該当する要素により生ずる、すべての義務事項を遂行する責任を有する流通企業。

認証機関

認証を取得した企業が認証規格の必要条件を順守しているかどうかの審査を行う権限を有する組織（MPS とのライセンス契約に基づく）。また、MPS フロリマークトレード、Florimark TraceCert、Florimark GTP および／又は ISO を認証する権限を与えられた組織。MPS は、この点において認証機関でもある。

部分認証

特定の要求事項が、A 章（Florimark TraceCert）、B 章（Florimark GTP）または C 章（ISO）の規格に定められているとおり、順守されているという確証がある場合に、プロセス、商品、人または組織に対して発行され、その状況を証明するもの。

参加者

認証を取得した企業参照。

書類

認証を取得した企業の品質管理システムについて様々な形式（紙面もしくは電子的方法）で記録した情報。

温度調節した保管スペース

一定の温度で保管しなければならない切花・鉢物を、夜間又は週末の間、保管することが出来る清潔なスペース。

花き園芸商品の卸売り

切花・鉢物を仕入れ、小売店及び切花・鉢物を使って事業する法人並びに個人に販売する事業。

品質マーク

ベネルクストレードマーク事務所に登録しており、その規則が適用される品質マーク。

記録

業務プロセスに応じて作成した書類。

0.2 適用範囲

- a) 認証規格は花き園芸商品に適用される。その条件とは、花き園芸商品の品質、仕入・販売・物流プロセスの品質、供給者および顧客との情報交換、品質方針、教育および改善管理を含む企業の内部組織に関するもの。
- b) 認証を取得した流通企業は、花き園芸商品の流通企業である。
- c) 認証を取得した流通企業は、生産プロセス、商品やサービスが、認証規格に規定された必要条件を確実に順守するために、品質システムを有している。認証を取得した流通企業は、使用している品質システムが正しく適用され、認証規格の条件に合致していることを証明できなければならない。認証を取得した流通企業は、MPS フロリマークトレード認証規格の適用範囲における企業のいかなる部分も除外することはできない。企業内の関連部分はすべて認証機関の審査の対象とならなければならない。
- d) 申請者は、認証を申請する時点で、認証範囲を明示しなければならない。

0.3 目的

- a) 認証規格の目的は以下の通り。
 1. 花き園芸商品を供給するにあたり、花き園芸商品品質と流通業務品質を効果的に管理している流通企業の地位向上。
 2. 品質、環境および社会的側面を鑑みて、花き園芸商品を取扱う流通企業の品質管理改善。
 3. 流通企業イメージ強化(質の高い)。
 4. 花き園芸商品の生産から販売までの各段階の品質管理強化。
- b) 認証規格は、以下の方法によりこの目的の達成に貢献する。
 1. 認証による流通企業の高品質管理の基準明確化。
 2. 花き園芸商品の生産から販売のサプライチェーンにおける供給者と顧客の協力と調和の強化。
 3. 品質マークの発行による認証規格・品質マークの認知促進。
 4. 参加流通企業およびサプライチェーン参加企業の品質管理強化を目的とした認証規格の改善。

0.4 財源

- a) 認証を取得した流通企業は、MPS に年次負担金を支払わなければならない。MPS 委員会は、毎年、予算を連帯して作成する。MPS フロリマークトレード参加者の支払う年次負担金額は、予算承認時に決定される。年次負担金額は公表される。
- b) 年次負担金の内訳は
 - 理事会と経営の経費
 - 販売促進活動の経費

- c) 申請者と参加者は認証審査や定期審査を行う認証機関へ、同経費を支払わねばならない。これらの経費は、認証機関と申請者もしくは参加者との各々の契約に基づき、関係する認証機関から、直接、請求される。

0.5 免除

- a) MPS 専門委員会により、一つもしくはそれ以上の条件や義務が免除される場合がある。これらは、条件の順守要求が合理的でない、あるいは、他の手段によりある条件が満たされていることが証明されている場合である。
- b) 制約、条件および規定が免除に付加され、認証証明書は、免除に基づき、部分的に授与される。

0.6 責任

- a) MPS は、申請者、認証を取得した流通企業、あるいは、第三者が被った損失について、認証規格の実施により生じた、あるいは、それに関連したいかなるものに対しても責任を負わない。認証を取得した流通企業は、第三者からのクレームに対して MPS を免責とする。

0.7 認証機関

- a) MPS フロリマークトレードの条件を満たしているかどうかについての審査は、MPS とライセンス契約を交わした認証機関が行う。
- b) 審査には以下の条件を満たす審査人を必要とする。
- 花き園芸分野における実証可能な知識と経験を持っている者。これは、少なくとも、中等/高等の職業教育レベル、あるいは、同等の花き園芸教育を修了し、かつ少なくとも 2 年間の関連する職業経験によって補完されることが必要とされる。
 - 品質管理の知識を有する者。
 - 数日間にわたる審査の課程に参加したことのある者。
 - 少なくとも 10 回、システム認証の認証審査を実施したことがあるか、あるいは、資格を有する MPS フロリマークトレード審査人の監督の下で、研修生として少なくとも 1 回の MPS フロリマークトレードの初回認証審査、あるいは、2 回の定期審査を実施したことがある者。
 - MPS フロリマークトレード認証規格に関して詳細な知識を持ち、かつ、MPS が組織する審査フォーラムに参加したり、少なくとも年に 1 回、MPS フロリマークトレードの初回認証審査、あるいは、2 回の定期審査を実施することで、その知識を維持している者。
 - その客観的見解が確実な者。

0.8 認証審査

- a) 初回審査(認証審査)において、認証機関は、流通企業の品質システムと商品が認証規格に規定された要件を満たしているかどうかを確認し、認証を行う。
- b) 初回審査にかかる時間は組織の規模による。下の表は、一か所において、準備も含めて要した最短の時間を示したものである。一か所を超える事業所がある場合は、企業全体を審査する上でどれだけ追加時間が必要とされるかを審査機関と協議の上、決定する。

取引総額 (百万ユーロ)	初回審査の最短所要時間 (時間)
5 未満	12
5 以上 25 未満	16
25 以上	20

- c) MPS フロリマーケットレードの初回審査をその他の認証制度の審査と統合することは認められる。
- d) 審査は、経営者および従業員へのインタビュー、現場における観察、書類と記録の評価、商品評価を通じて行う。
- e) 認証が付与されてから 1 週間以内に、認証機関は MPS に次の情報を提供する。
- 認証取得流通企業名
 - 認証取得流通企業代表者名(法的な)
 - 認証取得流通企業住所と関連する営業所の住所
 - 認証取得流通企業初回登録日
 - 認証範囲
 - 認証有効期間

0.9 定期審査

- a) 認証を取得した流通企業は、定期的に認証機関により審査を受けなければならない。審査内容は、認証を取得した流通企業の品質システムおよび商品が、認証規格に規定されている必要条件を引き続き満たしているか、また、MPS フロリマーケットレード品質マークがその制度の規定どおりに使用されているかについてである。
- b) その頻度は、国際規格 EA-7/01 EN-45012*の適用上の指針に合わせ、少なくとも、1年に1度とする。
- c) 認証団体と取得者の間で定期審査の実施に関して契約が締結される。契約は 3 年間有効である。3 年の期間の終了後、品質保証システム全般が再評価される。
- d) 定期審査にかかる時間は組織の規模による。下の表は、準備も含めて、一か所において要した時間を示したものである。一か所をこえる事業所がある場合は、企業全体を評価する上でどれだけ追加時間が必要とされるかを審査機関と協議の上、決定する。

取引総額 (百万ユーロ)	定期審査の最低限の所要時間 (時間) (テーマごとの調査を含む)
5 未満	4
5 以上	8

- e) MPS フロリマークトレードの定期審査をその他の認証制度と統合することは認められる。
- f) 認証機関は、例えば不備が発見された場合などに、追加の定期審査が必要であると決定することが可能である。
- g) 審査は、経営者および従業員へのインタビュー、現場における観察、書類と記録の評価、商品評価を通じて行う。

(* 規格 EA-7/10:EN45012 の適用上の指針は、ISO9000-2000 認証に適用される。この規格は組織が常に認証計画の規定に従うもので、審査の頻度は少なくとも年に1度ということを認証機関が保証することを要求している。)

0.10 テーマ調査

- a) MPSは、テーマを設定した調査を、認証規格の稼動状況を審査するための定期審査の一環として定期的に行うことが出来る。調査のテーマはMPSが決定する。
- b) 認証機関は、これらの調査を定期審査の一環として行い、追加料金を請求することはない。認証を取得した流通企業は、これらの調査に協力しなければならない。これらテーマごとの調査結果は、認証機関によりMPSに報告される。

0.11 MPS フロリマークトレード商標の使用

- a) MPS は、MPS フロリマークトレード商標の非独占的使用権を花き園芸商品の供給業者に与える。この供給業者とは、認証機関と認証の契約を交わした者で、その商品と事業が、少なくとも、商品認証の認証機関の規則の最新版、MPS によって定められた認証規格の最新版、また、その他の最新もしくは改定された規定や条項で、この契約が締結された後で効力を発するものの必要条件を満たすものである。フロリマーク商標の使用権は、フロリマークの認証規格に基づき認証された認証取得者のみに付与される。
- b) 商標は、認証規格を満たしていることを保証するものである。
- c) MPS フロリマークトレード認証を取得した流通企業は、文書等にロゴマークを使用する権利が付与されている。(例えば、文具類および販売/購入書)
- d) MPS フロリマークトレード認証を取得した流通企業は、そのマークを商品に使用してはならない。(MPS フロリマーク・トレード認証を取得した流通企業は、そのマークを商品に表示することはできない)
MPS フロリマークトレード認証を取得した流通企業は、そのマークが明らかに企業名と関連付けて表示する場合には、箱にロゴマークを使用してもよい。
- e) MPSは、ロゴマークのデジタルデザインを認証取得した流通企業に提供する。

- f) ロゴマークは、それに対応する使用方法(www.my-mps.com で公開)に従って印刷しなければならない。

0.12 制裁

- a) 認証を取得した流通企業が認証規格の義務不履行の場合、認証機関の制裁規則が適用される。
- b) 認証を取得した流通企業が認証規格に反する行為を行った場合、MPS フロリマークトレード商標の使用権は取り消される。

0.13 改定

- a) MPS 理事会は、MPS 専門委員会のアドバイスを受けて、認証規格を改定する権限を有する。
- b) この認証規格に関する規則、条件、規制が変更される場合には最新版が適用される。

0.14 公表

- a) 認証規格のコピーは、MPS で閲覧が可能である。
- b) 要求がある場合、財団は認証規格のコピーを有償で提供する。
- c) 登録の際に参加者に認証規格のコピーを提供する。認証規格を変更する場合は通知される。(登録期間内)
- d) MPS フロリマークトレード参加者のリストは、公表されており、MPS の業務時間内に閲覧が可能である。MPS は公表方法を決定する。
- e) MPS は、MPS フロリマークトレード参加者の最新版リストの公表をウェブサイト上(www.my-mps.com)で確実に行う。

A MPS Florimark TraceCert (MPS フロリマーク トレースサート) 認証の必要条件

MPS Florimark TraceCert 認証を取得するには、以下の条件を満たしていなければならない。

- a) この文書の 0 章に含まれる必要条件
- b) 必要条件は下記のとおりである

第 1 章 必要条件全般

1.1 鮮度

- a) 認証を取得した流通企業は、受入れた全ての切花・鉢物の各商品の受入日を在庫記録に記録する。
- b) 切花・鉢物の商品の鮮度は、処理・加工・出荷する際に、チェックし、記録する。
- c) 認証を取得した流通企業は、毎営業日の終了時に、受入日と鮮度の詳細を記録している在庫記録を確認する。商品のうち、在庫記録で品質が最低限の基準を満たしていないとされるものは、目視で判断し、
 - 使用不可能と判断した場合は在庫から外す
 - 寿命が短いと判断した場合は規格外品と表示する

第 2 章 品質および業務の管理

2.1 受入検査

- a) 認証を取得した流通企業は、切花・鉢物受入時に、商品が入荷基準および品質基準を満たしているか、十分に新鮮であるか、全数検査する。全数検査が不可能な場合はなるべく多くの商品を検査する。
- b) 認証を取得した流通企業は、検査担当者に、重要ポイントをチェックすることができる十分な情報を与える。この情報には商品規格も含む。
- c) 認証を取得した流通企業は、基準未達を発見した場合、少なくとも基準未達の内容、供給者名、およびその後の対応を記録する。

2.2 保管

- a) 認証を取得した流通企業は、切花・鉢物保管に適した保管場所を所有している。

- b) 加工待ちの切花・鉢物は、少なくとも夜間は温度調節可能な保管場所に保管する。切花の保管温度は 2℃～15℃とする。
- c) 認証を取得した流通企業は、保管スペースの温度を測定し記録する。少なくとも温度調節可能な保管スペースで温度基準未達が発生した場合(例えば人為的ミスによって)は、その内容と対応を記録する。

2.3 在庫管理 (帳簿管理)

- a) 認証を取得した流通企業は、切花・鉢物の商品毎の管理が可能な在庫管理システムを持っている。その在庫管理システムには、切花・鉢物について、少なくともそれぞれの品目情報、受入日、可能な場合には購入日を記録する。
- b) 認証を取得した流通企業は、販売できなかった商品の量とその理由を記録する。

2.4 中間品質検査

- a) 認証を取得した流通企業は、保管中の切花・鉢物について品質検査を行う。
(1.1b “鮮度” を参照)

2.5 分荷

- a) 認証を取得した流通企業は、切花・鉢物の分荷間違いが起こらない仕組みを持っている。

2.6 トレーサビリティ

- a) 認証を取得した流通企業は、切花・鉢物商品についての情報を添付する。少なくとも以下の事項は明記する：
 - 1.商品ごとの識別
 - 2.商品の品質区分
 - 3.会社で定めた方法で検査状況を示す
会社で定めた方法:例えば、シールを使って、在庫番号を使って、市場シールを剥がして、置き場所で、等
検査状況:例えば、受入検査が 未／済、等
- b) 認証を取得した流通企業は、全ての商品について直接の供給者を記録する。市場で購入した場合は市場への供給者を記録する。原産国は明記する。
- c) 認証を取得した流通企業は、顧客へ出荷したすべての商品の管理記録を保有する。(品目、数量、等級など)
- d) 商品の仕入・加工・出荷の記録から、切花・鉢物の直接の供給者が誰かを、明確にたどることができる。以下の場合は、商品の完璧なトレーサビリティは必要ではない。

1. 花束及びミックストレイの場合・・・花をまとめる際にどのロットを使用したか記録する。
 2. 複数の入荷ロットから同じ品質の切花・鉢物を混ぜ合わせた場合・・・混ぜ合わせた時点で使用したロットを記録する。
- e) 出荷後、切花は最低 3 週間、鉢物は最低 6 週間、遡及が可能な管理システムがある。
- f) 記録の保有期間は、記録の性質と法律の規定によって定める。上司の承認を得た管理記録および基準未達の記録は保有する。苦情処理が行われている場合は、苦情が確実に処理されるまで記録を保有する。供給者に関する評価報告およびその他の記録は少なくとも半年間保有する。
- g) 使用済の包装資材は識別する。
- h) 特定品質マークのある商品（例：MPS）の場合、品質マークを付けたまま購入者に提供する。これらの商品は、書類および現物を入荷から出荷まで他の商品と区別する。

B MPS Florimark GTP (MPS フロリマーク ジーティーピー) 認証の必要条件

MPS Florimark GTP 認証を取得するには、以下の条件を満たしていなければならない。

- a) この文書の 0 章に含まれる必要条件
- b) この文書の A 章に含まれる必要条件
- c) 必要条件是下記のとおりである

第 1 章 必要条件全般

1.1 商品品質 (全般)

- a) 認証を取得した流通企業は、切花・鉢物を取扱う。その品質は顧客と結ばれた契約や顧客の期待を満たすものである。
- b) 認証を取得した流通企業は、商品の特質と使用に合わせて、花き園芸商品の観賞的な価値と日持ちに関して、最低限の基準を保証する。
- c) 顧客向けの全商品を、品質が保たれるように取扱い、保管し、包装する。
(第 2 章:品質および業務の管理 を参照)
- d) 認証を取得した流通企業は、顧客の仕様にあわせて、生ものでない商品や関連商品を供給する。
- e) 認証を取得した流通企業は、明らかにボトリチス病に冒されているか、ボトリチス病の疑いありと検査結果がでている商品を購入、または取引しない。

1.2 供給者数

- a) 認証を取得した流通企業は、多数の供給者を有する。供給者の数が需要(品目、量、品質など)を満たすための制限要因とはならない。
(第 3 章:サプライチェーンにおける協力体制 を参照)

1.3 鮮度

- a) 認証を取得した流通企業は、切花・鉢物の商品の受入検査に際し、鮮度チェックを行う。
(第 2 章 4 項:中間品質検査 及び 第 2 章 7 項:出荷 を参照)
- b) 認証を取得した流通企業は、受入れた全ての切花・鉢物の各商品の受入日を在庫記録に記録する。
- c) 切花・鉢物の商品の鮮度は、処理・加工・出荷する際に、チェックし、記録する。

- d) 認証を取得した流通企業は、毎営業日の終了時に、受入日と鮮度の詳細を記録している在庫記録を確認する。商品のうち、在庫記録で品質が最低限の基準を満たしていないとされるものは、目視で判断し、
- ▶ 使用不可能と判断した場合は在庫から外す
 - ▶ 寿命が短いと判断した場合は規格外品と表示する

1.4 品質規格

- a) 認証を取得した流通企業は、品質が多岐にわたっている切花・鉢物を同時に扱う場合、在庫記録や商品識別のために品質カテゴリーを使用する。(例えば 秀、優など)
- b) 認証を取得した流通企業は、できる限り客観的に顧客の注文を理解する。売り手と買い手は、特定の商品から、顧客の品質要求と好みに合うような商品を引き当てることができる。
- c) 認証を取得した流通企業は、顧客の品質要求と顧客の好みに関する情報が効果的に伝わるように、仕入、販売、物流担当者との間に、協議体制を整えている。

1.5 業務（全般）

- a) 認証を取得した流通企業は、切花・鉢物の供給において高い信頼を得ている。
- b) 認証を取得した流通企業は、受注を承諾する前に、出荷についての契約が間違いなく実行できることを確認する。
- c) 認証を取得した流通企業は、不可抗力により出荷の契約が履行できない場合、可能な限り早く顧客と協議する。

1.6 プロセスマネジメント（全般）

- a) 認証を取得した流通企業は、仕入・販売・業務プロセスを記述した「プロセス流れ図」を持っている。プロセスには以下のものを含む。
注) プロセス: 工程、過程
- ▶ プロセス中の重要ポイント
(最重要ポイントは第2章にある。プロセスの記述は少なくともこれを含まなければならない)。
 - ▶ 重要ポイントの基準
 - ▶ 企業の基準や顧客と結んだ契約が履行可能かをチェックするために必要なポイント
- b) 認証を取得した流通企業は、チェックが実施された記録を保有する。
- c) 認証を取得した流通企業は、業務が正確に行われるよう、注成品、商品、配送品に関する情報を、担当者に書面で提供する。

第2章 品質および業務の管理

2.1 受入検査

- a) 認証を取得した流通企業は、切花・鉢物受入時に、商品が入荷基準および品質基準を満たしているか、十分に新鮮であるか、全数検査する。全数検査が不可能な場合はなるべく多くの商品を検査する。
- b) 検査担当者は受入検査に対する自分たちの責任を自覚し、実証可能な知識を持っている。
- c) 認証を取得した流通企業は、検査担当者に、重要ポイントをチェックすることができる十分な情報を与える。この情報には商品規格も含む。
- d) 受入検査で基準未達を発見した場合は、社内及び社外(供給者)の責任者に報告する。
- e) 認証を取得した流通企業は、基準未達を発見した場合、少なくとも基準未達の内容、供給者名、およびその後の対応を記録する。

2.2 保管

- a) 認証を取得した流通企業は、切花・鉢物保管に適した保管場所を所有している。
- b) 加工待ちの切花・鉢物は、少なくとも夜間は温度調節可能な保管場所に保管する。切花の保管温度は 2℃～15℃とする。
- c) 認証を取得した流通企業は、保管場所の温度を測定し記録する。少なくとも温度調節可能な保管場所で温度基準未達が発生した場合(例えば人為的ミスによって)は、その内容と対応を記録する。

2.3 在庫管理 (帳簿管理)

- a) 認証を取得した流通企業は、切花・鉢物の商品毎の管理が可能な在庫管理システムを持っている。その在庫管理システムには、切花・鉢物について、少なくともそれぞれの品目情報、受入日、可能な場合には購入日を記録する。
- b) 認証を取得した流通企業は、販売できなかった商品の量とその理由を記録する。
- c) 認証を取得した流通企業は、包装資材(ダンボール、バケット、台車など)の在庫量を記録する。在庫量の変化を常時把握する。

2.4 中間品質検査

- a) 認証を取得した流通企業は、保管中の切花・鉢物について品質検査を行う。(1.3c “鮮度” を参照)
- b) 認証を取得した流通企業は、分荷や加工の際、切花・鉢物の品質検査を行う。検査担当者は中間品質検査に対する責任を自覚し、十分な情報を持ち、検査をするのに必要な実証可能な知識を持っている。

2.5 分荷

- a) 認証を取得した流通企業は、契約に基づいた商品を顧客が満足する方法で分荷する。
- b) 認証を取得した流通企業は、特定の商品(例えば特定の生産者の切花)を特定の顧客へ引き当てる仕組みを持っている。
(1.4b ”品質規格” を参照)
- c) 認証を取得した流通企業は、切花・鉢物の分荷間違いが起こらない仕組みを持っている。

2.6 取扱い

- a) 認証を取得した流通企業は、切花・鉢物の品質が損なわれるリスクを最小にする。次のとおり取扱う。
 - 1. 温度調節が可能な作業場:
 - ▶ 温度を測定し、記録する
 - ▶ 温度異常が発生した場合は、少なくともその旨を記録する
 - 2. 包装資材の取外しおよび再包装するとき:
 - ▶ 損傷を避けるために慎重に行う
 - 3. 花束加工するとき:
 - ▶ 花束に使用する切花の品質と鮮度を確認する
 - ▶ 花束の仕様を、書面あるいはサンプルの形で提示する
 - ▶ 過度に短茎の切花を使用しないように、茎の長さを確認する
 - 4. 日持ち剤を使用するとき:
 - ▶ 投与量や使用方法に関する書面(基準)がある
 - ▶ ミキサーを使用する場合は、ミキサーの設定が適切にセットされていることを確認する
 - 5. 切花を水に入れておくとき:
 - ▶ バケツ内水温の基準を定め、水温をチェックし記録する
 - 6. 切花を再度水に入れる場合:
 - ▶ バケツに入れる水の温度は最高 12℃とする
 - 7. すべての包装作業:
 - ▶ 包装作業が適正に行われているか、抜き取り検査を行う
 - ▶ この検査は包装作業を行った人以外の人が行う
- b) 認証を取得した流通企業は、すべての作業を衛生的な方法で行う。最低限以下のとおり取扱う。
 - 1. 切花を水に入れる場合、清潔なバケツと新鮮な水道水を使用する。
 - 2. 作業機は、作業毎に清潔にする。
 - 3. 作業場は、毎日清掃を行い、片付けられている。

4. 清潔で、整理整頓が行届いている。

- c) 会社は職業上のリスクとその危険度評価を記載した一覧表を保有している。この一覧表に基づき、対応策(活動計画)を策定している。
- d) 可能であれば再使用可能な包装資材を購入し、使用する。ポリ塩化ビニールやその他の塩素系包装資材は可能な限り使わない。
(4.1c “品質と環境方針” を参照)

2.7 出荷

- a) 認証を取得した流通企業は、顧客が注文した商品内容と数量を特定する。
- b) 認証を取得した流通企業は、商品が加工や出荷の各チェックポイントで、所定の納期に遅れていないかどうかをチェックする。
- c) 認証を取得した流通企業は、加工や出荷の各チェックポイントで、商品が注文内容と一致しているかチェックし、出荷判定のためにその結果を目に見える形で記録する。出荷判定は、それまでのチェック記録および最終チェックから出荷判定責任者が行う。出荷判定責任者は、出荷承認したことを目に見える形で記録する。
- d) 認証を取得した流通企業は、納期・注文内容のチェックで明らかになった遅延・欠損・その他の不具合を記録する。

2.8 輸送

- a) 認証を取得した流通企業は、切花・鉢物を温度調節可能な車両で輸送する。
- b) 認証を取得した流通企業は、商品を適正な温度で輸送業者に引き渡す。輸送業者は規定の温度で輸送することを保証する。

2.9 トレーサビリティ

- a) 認証を取得した流通企業は、切花・鉢物商品についての情報を添付する。少なくとも以下の事項は明記する:
 - 1.商品ごとの識別
 - 2.商品の品質区分
 - 3.会社で定めた方法で検査状況を示す
会社で定めた方法:例えば、シールを使って、在庫番号を使って、市場シールを剥がして、置き場所で、等
検査状況:例えば、受入検査が 未/済、等
(2.7c “出荷“ を参照)
- b) 認証を取得した流通企業は、全ての商品について、どの従業員(グループ含む)が商品を取扱い・チェックしたかを検証(追跡)することができる。
- c) 認証を取得した流通企業は、全ての商品について直接の供給者を記録する。市場で購入した場合は市場への供給者を記録する。原産国は明記する。

- d) 認証を取得した流通企業は、顧客へ出荷したすべての商品の管理記録を保有する。(品目、数量、等級など)
- e) 商品の仕入・加工・出荷の記録から、切花・鉢物の直接の供給者が誰かを明確にたどることができる。
以下の場合、商品の完璧なトレーサビリティは必要ではない。
 - 1. 花束及びミックストレイの場合・・・花をまとめる際にどのロットを使用したか記録する。
 - 2. 複数の入荷ロットから同じ品質の切花・鉢物を混ぜ合わせた場合・・・混ぜ合わせた時点で使用したロットを記録する。
- f) 出荷後、切花は最低 3 週間、鉢物は最低 6 週間、遡及が可能な管理システムがある。
- g) 記録の保有期間は、記録の性質と法律の規定によって定める。上司の承認を得た管理記録および基準未達の記録は保有する。苦情処理が行われている場合は、苦情が確実に処理されるまで記録を保有する。供給者に関する評価報告書およびその他の記録は少なくとも半年間保有する。
- h) 使用済包装資材は識別する。
- i) 特定品質マークのある商品(例:MPS)の場合、品質マークを付けたまま購入者に提供する。これらの商品は、書類および現物を入荷から出荷まで他の商品と区別する。

第3章 サプライチェーンにおける協力体制

3.1 仕入

- a) 認証を取得した流通企業は、商品の品質・トレーサビリティ、納期の確保が可能な出荷を行う供給者からのみ仕入れる。認証を取得した流通企業は要求事項が順守されていることをチェックする。
- b) 認証を取得した流通企業は、切花・鉢物の仕入れにおいて、少なくとも次のことに注意を払う：
 - 1. 仕入基準
 - 2. 供給者の選択
 - 3. 品目の選択
- c) 認証を取得した流通企業が花束で仕入たり花束加工を社外委託した場合：
花束加工会社は、花束の材料を、認証を取得した流通企業の仕入基準に基づいて、商品の品質・トレーサビリティ、納期の確保が可能な出荷を行う供給者からのみ仕入れる。認証を取得した流通企業は、供給者が認証を取得した流通企業の仕入基準を順守しているか、チェックする。
- d) 認証を取得した流通企業は、全ての事故や基準に満たない事項を明らかにし、社内利用のために記録する。構造的で重大な基準未達は、記録し、関係する供給者および/あるいは顧客と協議する。

3.2 出荷の問題について顧客への情報提供

- a) 認証を取得した流通企業は、どうすることもできない状況や予測できない状況により顧客との合意を満たすことができない場合（例えば品目、品質区分、原産地、特別な品質要求などについて）、切花・鉢物の出荷前のできるだけ早い時期に、顧客と協議する。

3.3 生産者との情報交換

- a) 認証を取得した流通企業は、生産者に対して積極的な関係作りを行う。
少なくとも以下の情報を組織的に交換する。
 - 1. 生育状況
 - 2. 新品種及びその他の新開発
 - 3. 供給量の大きな変化
 - 4. 品質問題と苦情
- b) 認証を取得した流通企業は、基準未達があった場合、その全てを明らかにし、社内利用のために記録する。構造的な基準未達は、記録し、関係する供給者および/あるいは顧客と協議する。

- c) 認証を取得した流通企業は、顧客から、MPS への参加や労働環境といった生産者の生産状況に関して問い合わせがあった場合、正確な情報を提供する。
- d) 認証を取得した流通企業は、供給者が切花・鉢物の特別な取扱いを求めた場合、その要求を実行する。

3.4 苦情処理

- a) 認証を取得した流通企業は、提供された切花・鉢物およびサービスに関する顧客からの苦情(いわゆる苦情だけでなく、商品の品質・出荷・支払請求などに関するご指摘についても)の記録を保有する。
- b) 認証を取得した流通企業は、顧客と連絡をとり、苦情に迅速に対応する。
- c) 認証を取得した流通企業は、定期的に苦情をとりまとめ、苦情の傾向と原因をあらゆる側面から分析する。
- d) 認証を取得した流通企業は、顧客からの苦情もしくは社内チェックで記録した切花・鉢物の品質不良について、直接の供給者と協議する。直接の供給者とは、市場や生産者(契約栽培者)を指し、苦情がどこで発生したかによって異なる。

3.5 顧客満足度調査

- a) 認証を取得した流通企業は、年1回、商品の品質やサービスについて顧客満足度調査を実施する。顧客満足度調査は、顧客全体の縮図となるように顧客を選択し実施し、得られたデータは記録する。これらのデータを分析・評価し、社内関係部署間で共有する。顧客満足度改善計画を策定し実行する。以上の活動を記録する。

第4章 社内組織、倫理、環境

4.1 品質と環境方針

- a) 認証を取得した流通企業は、明文化された品質宣言を策定する。品質宣言は、品質政策における注力分野および認証規格条件の順守を含む。
- b) 認証を取得した流通企業は、品質宣言の中に改善目標を定める。
- c) 認証を取得した流通企業は、環境宣言を策定し、来訪者や顧客の目につきやすい場所に掲示する。環境宣言は、会社の代表者が署名する。環境宣言は少なくとも以下の点に注意を払う：
 - 1. 企業の環境に関する全般目標、この環境宣言の主な特徴
 - 2. できれば環境目標を企業目標に含め、環境に配慮する
 - 3. 会社方針と作業標準に従った業務の実行
 - 4. 環境法令順守、従業員の環境研修、環境活動の記録、環境活動の評価など、環境宣言実行に関する一般規則
- d) 有機、無機の廃棄物は、分別回収し、処分する。
- e) ガラス、紙、ダンボール、化学廃棄物は、分別回収し、処分する。

4.2 人事方針、研修、安全衛生管理

- a) 認証を取得した流通企業は、従業員が自らの役割の中で能力を発揮できるような人事・研修制度を有する。
- b) 認証を取得した流通企業は、新入社員には規定する新人研修プログラムを受講させる。
- c) 認証を取得した流通企業は、組織的に研修計画に従って研修を行う。現在の従業員のレベルと、それぞれの役割に必要な基本的知識を見極める。従業員に必要な研修を検討し、従業員の実績評価面接において本人と話し合う。研修計画は毎年作成する。
- d) 事故および非常事態の処置と対応を、明確にし、従業員に説明している。
- e) 定期的に、安全・衛生・複雑な機械の使用法、および職務上のリスクに関して従業員を教育する。教育内容は記録する。入社従業員および職場異動従業員に対しても同様に教育する。
- f) 業界の一般的知識および特定の危険に配慮することで、安全かつ衛生的な労働環境を保証する。作業中に発生する偶発的事故や労働災害を防止するために、危険の芽を最小に抑えることに必要な措置をとっている。
- g) 従業員に衛生的なトイレ、飲料水を提供する。また冷蔵庫を設置する場合は衛生的に管理する。
- h) 宿泊設備は(提供するのであれば)衛生的で安全なものとし、従業員の基本的要求を満たすものとする。

4.3 職務、責任、権限および雇用条件

- a) 認証を取得した流通企業は、組織的構造を持つ。
(企業の組織図がある)
- b) 認証を取得した流通企業は、社内の全ての職位の責任と権限、職務を明文化する。
(職務権限規定書がある)
また、その職位の者が不在の場合に備えて代理に関する必要な取り決めを文書化している。
- c) 認証を取得した流通企業は、全ての従業員に対して、最低年に1回、実績評価面接を行う。この面接は会社が規定した方法で行う。前回面接の結果が次回面接の基礎となる。
- d) 国および地方の労働に関する法令および ILO 規約(www.ilo.org)を順守していることを証明する。少なくとも、次に関する事項は満足しなければならない。
 1. 職の選択の自由:
強制労働の禁止
 2. 組合参加の自由:
全従業員は、組合に参加すること、組合を設立すること、集団で交渉することの特権を有する。
 3. 児童労働の禁止:
従業員の最少年齢は(親族も含む)、法令および ILO 規約に従う。18 歳以下の子供は、夜間、および危険な労働環境での労働を禁止する。従業員の生年月日を登録している。
 4. 賃金:
総賃金支払額は、国および地域の最低賃金規定を満たしている。賃金に関する規定および賃金台帳などの書類を保有する。
 5. 労働時間:
労働時間は、労働に関する法令と ILO 規約に従い決定する。各従業員の労働時間は就業規則に明記している。
 6. 差別の禁止:
差別は、任命、報酬、研修、昇給、契約解除あるいは退職に関しあってはならない。
(例:人種、皮膚の色、国籍/民族、宗教、身体障害、性別、結婚歴、労働組合員または政党など)
 7. 従業員に対する義務:
雇用関係により生ずる労働または社会保障に関する従業員に対する義務は、雇用契約の結び方によって減免されるものではない。
 8. 年金制度:
年金制度は、関連する法令を満たさなければならない。
 9. 医療保険:
従業員とその親族は、医療保険を利用できる。
 10. 暴行、ハラスメント、脅迫:
暴行、体罰、暴行の脅威、セクシャルハラスメント、他のハラスメント、暴言、脅迫は禁止する。

4.4 改善マネジメント

- a) 認証を取得した流通企業は、組織的に改善に取り組む。
- b) 認証を取得した流通企業は、改善内容、改善目標、改善評価について部門内、部門間で組織的に交流する場を設ける。
- c) 認証を取得した流通企業は、改善活動を記録する。
- d) 認証を取得した流通企業は、計画した改善が計画通りに実現したか評価する。

4.5 文書管理と保管

- a) 認証を取得した流通企業は、品質マニュアルと記録(例えば検査記録、苦情記録など)を保有する。
- b) 認証を取得した流通企業は、管理責任者と文書の保管場所を特定する。
- c) 品質マニュアルの管理:
 - 分かりやすいプロセスの説明。作業指示・書式が明確に識別できる。
(例えば発行日別、改定日別に管理するなど)
 - さらに発行する前に、実用的で、読みやすく、漏れがないことを確認する。
 - 常に最新版を用意する。
- d) 文書保管:
 - 分かりやすい識別表示(注文毎にするなら注文番号および/または注文名を付ける)、
 - 読みやすいこと、
 - 規定の保管期間に基づき保管する。

C MPS Florimark Trade

(MPS フロリマーク トレード) 認証の必要条件

MPS Florimark Trade 認証を取得するには、以下の条件を満たしていなければならない。

- a) この文書の 0 章に含まれる必要条件
- b) この文書の A 章に含まれる必要条件
- c) この文書の B 章に含まれる必要条件
- d) 必要条件は下記の通りである

第 1 章 必要条件全般

1.1 品質システム

- a) 認証を取得した流通企業は、ISO 規格 9001:2000 に基づく品質システムの認証を取得。